

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	1760 課長会議
		決裁期日	平成 2 0 年 1 1 月 7 日
名 称	臨時課長会議(平成 21 年度予算編成)		
日 時	平成 20 年 11 月 7 日(金) 午後 9 時 39 分 ~ 11 時 18 分		
場 所	役場 3 階 第 2 会議室		
出席者	町長、副町長、会計管理者 各課長 10 人 (内代理-人)、消防 1 名 事務局 1 人 説明員 2 人 計 17 人		

内 容

町長あいさつ

- ・平成 21 年度予算策定に向けた方針を定めたが、政策的な部分は、新たな町長のもとで進めていただきたい。
- ・現在の国の動向では、地方に手厚くする部分も見受けられるが、どのような手当てがされるのかは明確となっていない。また今後国政選挙も予想されることから、あらゆることを思慮しながら進めていただきたい。

進行：副町長

1 平成 21 年度予算編成について【総務課】<別添資料参照>

副町長：平成 21 年度新年度予算策定に向けた基本方針の案を示すので、今会議で協議・確認いただき後日の予算編成会議につなげていくこととなる。

総務課長：平成 21 年度予算編成方針の概要について説明する。10 月 21 日開催の臨時課長会議で依頼した新規事業等の取りまとめ結果に基づき、予算編成方針を作成した。来年度の税収においては不安定要素もあるが、これまでの削減効果もあることから昨年度より枠配分率の削減率を圧縮した（施設 95% 100%、その他 93% 96%）。これまで削減を続け更に削減するのかという意見もあると思うが限られた歳入の中での予算編成となるためご理解いただきたい。なお詳細については、担当から説明を行う。

企画財政班 石田主幹：来週 11 日に予定している予算編成会議での内容について審議、決定をいただきたい。内容について別紙資料により説明する。

地方財政の取り巻く経済情勢について、全体的には下降傾向が続くと思われる。予算案については、義務的経費と政策分に分け、政策分は新町長の指示を仰ぐこととなる。

予算編成の基本的な考え方としては、第 5 次総合計画の大綱 5 項目、行財政改革の推進、自治基本条例の 3 大原則、枠配分、政策調整枠の活用を柱とする。なお政策枠の考え方については、現町長の考え方は示さないこととしている。

予算編成に係る留意事項について、従前と基本的には変わっていないが、十分留意していた

だきたい。なお、資料末尾に、これまでのふるさと納税の受納状況について掲載している。今後の予算編成にあたっては、寄付者の意向に沿ったプランニングをどのように反映していくか検討が必要になる。

(詳細は資料に基づいて説明)

企画財政班 北川主査：平成 21 年度予算要求における留意事項の内容について、別紙資料により説明する。なお、各課からの予算要求にあたり、予算見積額チェック表の判定結果について OK となるよう進めていただきたい。

(詳細は資料に基づいて説明)

副町長：枠配分率が昨年度より圧縮されているが、その取り扱いについては留意願いたい。昨今の世界金融情勢が、直接町税にあたる影響は少ないと思うが、国税については、大きな影響を受けることが見込まれ、結果的には地方交付税も大きく影響を受けることとなる。また例年と違い、新町長へのバトンタッチが行われる中での予算編成となるため、年内は、義務的経費を中心に進め、1月に新町長の下で、政策枠の協議と最終決定を行いたい。方針について各課長の意見を伺いたい。

保健福祉課長：予算編成方針にあたって基本的な部分に異論はない。ただし、取りまとめられた新規事業の中で、時期的に掲載できなかったものもあるため、必要な部分については別途協議を進めたい。

町長：次のリーダーの下でも方向性は大きくは変わらないと考えている。また厳しい中での予算のやりくりとなるが、現場段階においては、住民に対し説明責任を果たしていただきたい。

副町長：この方針をもって、11日開催の予算編成会議に臨むことでよろしいか。

各課長：異議なし

2 その他

(1) 平成 21 年度 総合計画実施計画の要望事業状況について

副町長：第 5 次総合計画策定に向けた実施計画の取りまとめ状況について、今段階の状況について別紙資料のとおりとなっている。その中で今後 10 年間の投資的事業が事業費総額で 111 億円程度の積み上げとなっている。第 4 次総合計画に基づくこれまでの 10 年間の実績見込み額が 202 億円程度と予想される中では、半分程度の規模となっており、更に今後 5 年(前期)内の事業が 75%を占めていることから 6 年目以降(後期)の計画が出されていないのではないか。総合計画の基本方針の構成に沿って組み立て、10 年後のあるべき姿を描き再検討し、必要なものは追加していただきたい。

(2) アスベスト対策について

副町長：アスベスト問題について、11月4日開催の議会全員協議会の中で、子どもセンターの改修工事について説明し理解を求めた。その結果補正予算を専決処分し、今後入札を実施することとなる。

建設水道課長：各施設の集合煙突の状況調査について、既に各課に状況確認等を依頼したところであるが、半数近くから確認作業が困難である旨の回答が寄せられている状況にあるため、今後その対応策を検討する。なお一部施設において未回答があるため、回答漏れがないか再度確認していただきたい。

町民生活課長：先日、上川支庁主催のアスベスト連絡協議会が開催され出席した。その会議の中で平成 17 年度の一斉調査において調査漏れがあったことが最近の事故により注目されている。ただし、当時は 3 ヶ月間の調査結果だったため、全てを調査しきれていない実情があった。また調査対象についても、建設資材 3 製品のみを対象としていた。今回従来の対象製品 + 非飛散製品 3 製品の 6 製品を対象として、再度調査を実施することで確認された。なお、今回の調査にあたっては、支庁への報告期限等はないが、各自治体の危機管理の中での取り組みとなる。

副町長：各所管と技術担当課が連携・確認しあいながら取り組んでいただき、今月中には調査を終了していただきたい。特に未確認施設においては、確認作業を急いでいただきたい。今後においても年に複数回の現状確認が継続して必要となり、また確認作業が困難な場所については外部への協力も必要となる。

(3) 自治基本条例に係る地域説明会について

町民生活課長：地域説明会については、これまで 2 回開催した。議会条項については、議員より説明いただいている。参加者数は 5 日 24 名（内議員 8 名、町民 16 名） 6 日 21 名（内議員 8 名、町民 13 名）となっており、各住民会長宛に参加を依頼しているが、参加者が少ない状況にある。また説明会の中での意見の中には役場組織に対する批判意見も受けている。議会内での協議については、議会条項を議会運営委員会が、それ以外を総務産建委員会が担当して協議することで聞いている。総務産建委員会については、11 日と 21 日に協議される予定となっているが、これまでの意見集約を反映した条例最終案を 17 日開催の臨時課長会議で確認いただきたい。

副町長：最終案の確認については、17 日臨時課長会議に行うが、21 日の総務産建委員会の状況によっては、別途判断する必要もある。これまで寄せられている意見の中で、条例案に対しては大きな反対意見はないと感じているが、役場組織に対する不満・不信の根強い意見もある。意見の中には様々なものがあるが、改めるべきものは改めるべき必要がある。

議会事務局長：議会内での協議についても、12 月定例会 upper に合わせて協議を進めている。

町民生活課長：自治基本条例策定のこれまでの取り組みの中で、全体的に住民の方の参加が少なく、行政と住民との間のかべを感じている。今後、地域コミュニティを醸成する全体的な取り組みが必要ではないか。

教育振興課長：地域説明会の開催に関し、住民会単位での開催はできなかったのか。

町民生活課長：本来はそれぞれの住民会単位が望ましいが、日程的に確保できなかったため、複数の住民会をまとめて開催することとした。

町長：過去に、いろいろなものを住民会単位で行ってきたが、それらの経験を踏まえ、今回はまとめて実施することとした。しかしながら、これまでの他の取り組みと比較をすると参加状況は向上していると認識している。住民の方々の多様な声をどう受け止めるのが重要であり、説明を受けた数の問題でないと考えている。自治基本条例は、今の問題を解決するための手法の指針となる条例としてその必要性を認識している。

(4) その他

総務課長：先日、西小学校の灯油タンクから灯油の盗難事件が発生した。各施設でホームタンクを使用している場合は、対策を講じていただきたい。また、11 月 15 日防災ワークショップが開催されるので、参加に協力いただきたい。

【以上 11 時 55 分終了】